

## 目次

### 1. 中国知財ニュース

意匠権侵害における“専利権付与可能な設計特徴”の役割について

### 2. 気になるあの話題

中国 AI 事情

### 3. 中国にまつわるあれこれ

1) 中国が提唱する一帯一路とは

2) 中国人の子育てについて

### ◀おまけ▶プチ中国語講座

「わかりました」



中国のハワイと呼ばれる海南島

出典：中国国際放送局

## 【1】中国知財ニュース

今回の中国知財ニュースでは、弊所弁護士・弁理士である陳 浩が発表した意匠権侵害に係る文章を紹介します。

### 意匠権侵害における“専利権付与可能な設計特徴”の役割について

専利法第23条第1項と第2項では、意匠の専利権付与における重要な条件が規定されている。この2つの条項は意匠の無効における主要条項でもある。主に、1) 専利権が付与される意匠は、既存の技術に属してはならず、抵触出願にも属してはならない、2) 専利権が付与される意匠は、既存の設計又は既存の設計特徴を組み合わせたと比較して、明らかな違いを有することとする、という2点を規定している。

上記規定に関わる具体的な状況は様々であるが、実際の無効の過程においてよく用いられるのは、係争意匠が同一又は類似する製品の既存設計と比べ明らかな違いを有しているか否か、即ち、二者の相違点が意匠全体の視覚効果に顕著な影響を与えているか否かである。これについて、《専利審査指南》では、5つの考慮すべき重要な要素を提示しており、**そのうち、以下の3つの要素が実践中よく考慮されている。**a、使用時に見えやすい箇所の設計変化が、全体の視覚効果に対してより顕著な影響を与えている、b、通常設計に対し、それ以外の設計変化が全体の視覚効果に対してより顕著な影響を与えている、c、一部のわずかな変化にだけあるような違いが、全体の視覚効果に対して顕著な影響を与えていない。

通常設計とは、既存設計のうち一般消費者によく知られており、製品名を挙げるだけで思いつくような設計のことをいう。この3つの要素の実践での応用は、意匠専利が専利権付与に必要な条件を備えているか否かに影響するだけでなく、意匠専利における、専利権付与可能な設計特徴を決定するための肝心な要素にもなる。意匠専利の専利権付与可能な設計特徴の決定は、製品の意匠権侵害の判断においてとりわけ重要であることは明らかであり、上記3つの要素を実践で応用することは製品の意匠権侵害にも重要な影響をもたらす。

---

次に、最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈の、意匠権侵害に関わる規定を見ていきたい。**製品の外観が意匠専利権を侵害するか否かの判断基準は、主に《解釈》の第11条に基づいている**：意匠の同一又は類似の認定にあたって、人民法院は、登録意匠、権利侵害で訴えられた設計の設計特徴に基づき、意匠全体の視覚効果を以って総合的に判断しなければならない。主に技術的な機能で決まるような設計特徴、及び全体の視覚効果に影響を与えないような物品の材料や、内部構造などの特徴は考慮しない。

次のような状況は、**通常意匠全体の視覚効果に対してより大きな影響を与える**：

(一)他の部分に対して、物品の正常使用時に容易に直接観察できる部分  
(二)登録意匠におけるその他の設計特徴に対して、登録意匠の既存設計と区別される設計特徴（即ち：専利権付与可能な設計特徴は、その他の設計特徴に対して、意匠全体の視覚効果により顕著な影響を与える）。権利侵害で訴えられた設計と登録意匠とが、全体の視覚効果において相違のない場合、人民法院は二者の同一を認定し、全体の視覚効果において実質的な相違のない場合、二者の類似を認定しなければならない。もちろん判断基準について、司法解釈二では「設計空間」の概念及び処理方法についても触れているが、本文ではその点を議論の対象としない。上記条文では、同一又は類似を判断する最終規準は、全体観察・総合判断としているが、実際に実行可能な規定は上記（一）と（二）の2つである。

第（一）の規定は理解しやすく、1：製品の正常使用時と2：専利権付与可能な特徴であるか否かを区別しないこと（即ち、単純に第（一）条を考える時、専利権付与可能な特徴であるか否かという要素は考慮しない）という2つのポイントをよく把握することである。第（二）の規定は、専利権付与可能な特徴が意匠権侵害に占める重要な役割を強調している。専利権付与可能な特徴は、意匠権付与または無効審判中に生成されるものであり、結果意匠権侵害と意匠権付与又は無効審判を密接に連結させている。

意匠専利制度の法律は、美しく革新的な工業設計方案を保護するために制定されており、1つの意匠が、既存設計と区別される識別力や、革新的な設計を有するときに初めて専利権を獲得することができる。その革新的な設計こそ専利権付与可能な設計特徴である。意匠専利が既存設計に対して専利権付与可能な設計特徴を有することで、はじめてその設計が創造性を持ち、専利法第23条に規定される実質的な専利権付与条件を満たすのである。そして、専利権付与可能な設計特徴が存在することで、一般消費者が登録意匠と既存設計とを容易に区別することができ、意匠製品全体の視覚効果に対して顕著な影響を与えるのだ。

通常、実体的な専利権付与の基準を満たす意匠は、その設計特徴に専利権付与可能な特徴と一般的な設計特徴とを含む。既存の関連規定によると、専利権付与可能な設計特徴は、通常目に入りやすく、通常設計に属しておらず、一部のわずかな変化にも属しないものである。権利侵害で訴えられた設計が、登録意匠を既存の設計と区別させる専利権付与可能な設計特徴を含んでいなければ、一般的に、権利侵害で訴えられた設計と登録意匠とは類似しないと認定される。権利侵害で訴えられた設計が、すべて又は一部の専利権付与可能な設計特徴を含んでいる場合、権利侵害で訴えられた設計と登録意匠とは必ずしも同一又は類似という結論になるのだろうか？

---

筆者の観点は必ずしもそうではなく、他の区別される設計特徴が全体の視覚効果に与える影響も考慮しなければならぬと考える。他の区別される設計特徴が、製品の意匠全体の視覚効果に対して顕著な影響を与えていれば、一般的に権利侵害で訴えられた設計と登録意匠とは類似しないと判断される。他の区別される設計特徴が、製品の意匠全体の視覚効果に対して顕著な影響を与えていない場合、例えば、1) 他の区別される技術特徴が少なく、且つ一般消費者が通常容易に確認できない場合、2) 他の区別される技術特徴がその種類における製品の通常設計に属する場合、3) 他の区別される技術特徴が製品の意匠における一部のわずかな変化に属する場合、などは一般的に権利侵害で訴えられた設計と登録意匠とは類似であると判断される。以上からわかるように、専利権付与可能な設計特徴の判断は、意匠権侵害の判断に対して重要な影響をもたらす。

現行の地方裁判所でも、権利侵害で訴えられた設計と登録意匠との類似判断は、主に視覚効果に大きな影響を与える全体的な形状により判断されている。いわゆる一部のわずかな変化の処理は、ほとんどが全体の視覚効果に顕著な影響を与えていないことから、侵害基準の過剰な緩和を招いてしまっている。意匠権侵害で、権利付与可能な設計特徴の重要な役割が実質的に考慮されている判決は非常に少ない。一部の地方裁判所は、専利権付与可能な設計特徴が、意匠権侵害に占める重要な役割を考慮しているが、裁判所が専利権付与可能な設計特徴を調べる能力を備えていないことに基づき、専利権付与可能な設計特徴の大部分は、意匠の無効審判段階或いは専利権評価報告が出所となっている。また意匠が実体審査を実施しないことにも問題がある。

したがって、専利権付与可能な設計特徴に対する判断を行える専門スタッフがおらず、無効審判段階でも専利復審委員会合議体が証拠調査を行わない。無効の判断はいつでも無効請求人が提起した根拠に基づいて行われるため、請求人の検索能力が限られていることを踏まえると、専利法の基準を把握する能力にも限りがある。よって、提供された無効の証拠がすべてをカバーしているはずがないが、現在のところ意匠の専利権が安定しているか否かに対する専利復審委員会合議体の判断は、出願人が提供した証拠から得られる対比結果に限定されており、完全且つ正確に意匠の専利権付与可能な設計特徴を提供することができない。これは、意匠権侵害段階において、多くの地方裁判所が専利権付与可能な設計特徴を誤認定する理由となっており、意匠権侵害の判断結果に偏差が生じる原因の1つにもなっている。

意匠権侵害の民事訴訟において、従来多くの当事者、弁護士や弁理士に至るまでが、権利侵害の対比の過程で、係争意匠専利及び係争製品間の関係のみにしか注目していなかった。この二者の絡み合いの中で、意匠権侵害の判断が主観的になり、実行性も悪くなり、その基準を把握できず、侵害構成の有無を把握するための方向性も見失ってしまった。主な原因は、上記意匠権侵害の法律規定を正確に適用しなかったことにある。上記で述べた通り、意匠権侵害の判断は係争意匠及び係争製品間の対比を行うだけではなく、既存設計も導入し、特許と実用新案専利侵害の対比と同様に、まずは専利権の保護範囲を決定しなければならない。適切な既存技術を導入することで、はじめて意匠設計の保護範囲をより明確に定義できるのである。既存技術を導入しなければ、専利権付与可能な設計特徴、通常設計などの要素を考慮して意匠権侵害の対比を行うことができず、専利権付与可能な設計特徴及び他の技術特徴が全体の視覚効果に与える影響を区別することもできない。よって「既存設計の設計特徴と区別される登録意匠は、登録意匠のその他設計特徴よりも多くの影響を与える」、という法律規定を正確に適用できず、最終的に権利侵害における対比の結論に偏りや誤りを招いてしまうのだ。

権利侵害の原告は、侵害訴訟中に自身の権利を守り、主導権を握るため、一部の当事者は権利侵害訴訟を提起する際、或いは証拠を追加する際に、既存技術を用いて製品の「設計空間」が大きいことを証明しているケースが各級の裁判で見受けられるようになった。これにより、権利侵害で訴えられた製品が専利権の保護範囲に入りやすくなった。しかし、権利侵害で訴えられた製品は、どのようにして侵害訴訟中に自身の利益を守るのだろうか？登録意匠の専利権付与可能な設計特徴を認める証拠を、積極的に提供するというのが一つの現実的な方法である。上記のように、多くの地方裁判所では、意匠権侵害を判断する際に、視覚効果に大きな影響を与える全体的な形状を中心に対比を行う。しかし実際は、長年の発展を経て、多くの製品の全体的な形状が似てきており通常設計となっている。SUV自動車の全体的な形状、ベビーカーの全体的な形状などがその例である。真の専利権付与可能な設計特徴とは、つまり、一般消費者が二者の全体形状ではなく、これら全体形状の中の一部の変化により、区別をすることができる特徴を指すのである。よって証拠を提出し「全体形状」を証明しても、それは通常設計に属することになる。登録意匠の専利権付与可能な設計特徴を正確に判断することは、意匠権侵害の判断結果において特に重要であるのだ。

「全体形状」の多くが通常設計に属すると証明されるとなると、これまでのいわゆる一部の変化は、もはや一部のわずかな変化には属さないことになる。ここで「設計空間」という理論を引用することができる。つまり、時間の経過とともに製品の基本的な形状が定まり、「設計空間」が徐々に縮小され、一般消費者が異なる設計間のわずかな違いでさえも容易に見出せるようになった。さらに部分的な変化も一般消費者に注目されるようになり、それが区別の基準となり専利権付与可能な設計特徴を構成するようになったのだ。これも製品設計の発展に伴う一般的なルールに適合している。

では、権利侵害で訴えられた側は、どのようにして専利権付与可能な設計特徴を判断すればいいのだろうか？上記意匠の無効及び専利権評価報告の内容を参照することを除くと、一般的に、該当する意匠に関連する技術調査を行い、《専利審査指南》の意匠権付与に係る基準に基づき判断を行う。特に上記で触れた a - c を中心に分析を行い、最終的に全体を観察し、総合判断によって係争意匠の専利権付与可能な設計特徴についての判断を行う。

それにより、真の意匠専利の創造的な設計を反映することができ、専利法で保護される範囲もより明確に決定することができる。権利侵害で訴えられた製品がそれら創造的な設計を含むか否か、それら創造的な設計が権利侵害で訴えられた製品にどれくらいの影響を及ぼしているか、更に権利侵害で訴えられた製品が意匠専利の保護範囲に落ちるか否かを判断することができ、自身の利益をより良い状態で維持できるのだ。

要約すると、意匠権侵害の対比分析において、単純に係争意匠と係争製品を比較してはならず、極力既存技術を導入し、通常設計を明確にすることが必要である。更に、意匠の無効に関連する規定の利用、係争意匠の専利権付与可能な設計特徴の確定が、意匠権侵害に関連する法律規定の正確な適用に更なる実行性を持たせ、それにより各当事者の正当な利益が維持され、裁判所を含む各方面の意匠権侵害に対する判定の一致へとつながるのだ。

## 2. 中国知財最新ニュース

---

### 2017年上半期PCT出願件数が2万件を突破

2017年上半期に、国家知識産権局が受理したPCT出願件数が2万件を突破し、2.16万件となったことがわかりました。前年同月比16%増で、広東省が一番多く1.19万件でした。また、上半期の特許出願件数は56.5万件で、前年同月比6.1%増、特許権付与件数は20.9万件でした。2017年6月までの国内特許保有件数は合計で122.7万件にのぼり、1万人につき8.9件の特許を保有している計算となります。上位の省(市)は、以下の通りです。北京市85.9件、上海市38.4件、江蘇20.5件。※共に人口10,000人当たりの特許件数。

出典：中国人民網

### 2017年上半期「一帯一路」沿線国家への専利出願公開件数が2174件に

2017年上半期に、中国から「一帯一路」沿線国家（除中国）へ出願した専利公開件数が2174件にのぼったことがわかりました。前年同月比で17.8%の増加となっています。そのうち、インドが一番多く1028件、次いで、ロシアの631件、シンガポール、ベトナム、オランダが180件、108件、55件で3位～5位に入っています。同期間の「一帯一路」沿線国家から、中国への出願公開件数は2038件で、前年同月比23.2%増となりました。

出典：中国保護知識産権網

### 2017年上半期中国スマホ市場 OPPOが第1位に

中国のモバイルデータ分析会社Trustdataによると、2017年上半期の中国スマホ市場において、OPPOが全体の19.5%のシェアを獲得し、アップルを超え第1位となったことがわかりました。2位以下の順位は以下の通りです。第2位アップル19.0%、第3位vivo14.9%、第4位HUAWEI（華為）12.9%、第5位Xiaomi(小米)6.2%。OPPO及びvivoは安定して市場シェアを伸ばしており、昨年未から一時期シェアが減少していたHUAWEIも、今年に入りその勢いを取り戻しています。

出典：電子发烧友网

### 中国完全独自の知財を備えた高速鉄道「復興号」が運行開始

中国完全独自の知的財産権を備えた世界先進レベル、中国標準新型高速列車「復興号」が2017年7月7日、正式に運行を開始しました。北京—上海間を走る当列車は、瞬間時速400キロメートル以上、連続運転時速350キロメートル以上にそれぞれ達します。現在は北京—上海を6時間弱で運行していますが、9月の北京-上海間の高速度鉄道ダイヤ改正に伴い、9月以降は時速350キロメートルでの運行を予定しています。北京—上海は距離にして1214キロ（東京から熊本辺りまで）ですが、この距離を今後は最短約4時間半で行き来できるようになります。料金は、普通車両で553元（約8500円）、グリーン車で933元（日本円約15000円）、その上のビジネス車両で1,748元（約28000円）とのこと。

出典：中国新聞網

## 【2】気になるあの話題

### 中国 A I 事情

今、日本の知財業界を賑わしている話題と言え、やはり A I（人工知能）ではないでしょうか。近年、A I に係る話題を様々な場所で目や耳にする機会が非常に増えました。

今年3月の全国人民代表大会にて、AIを今後の重点分野に掲げ、世界レベルの企業の育成に乗り出すことを表明しました。アリババやバイドゥ（百度）、テンセント（騰訊）はAI研究所を設立し、数十億ドル規模の投資を行うことを表明しています。

中国の A I 市場は、2015年の14億元（約221億円）から2020年には91億元（約1460億円）にまで成長するとされています。

5年単位で見た A I 特許出願の伸び率

国名	2005～2009	2010～2014	伸び率
米国	12147	15317	↑ 126%
中国	2934	8410	↑ 290%
日本	2134	2071	↓ 97%

米国、中国は共に増加しているのに対し日本は微減。今後国を挙げて A I に注力していく中国では、ますます出願数が伸びていくことが予測できます。

出典：アスタミューゼ

### Baidu社のアポロ計画

中国で最大の検索エンジンを提供しているBaidu(百度)は、2017年7月15日、「アポロ計画」と称した自動運転車の開発連合をスタートしたと発表しました。この連合には、米フォード・モーター、独ダイムラー、米インテル、マイクロソフトなど、自動車や I T の世界大手企業約50社が参画し、2020年までの自動車の完全自動走行をめざす世界規模での取り組みです。

アポロ計画は、Baiduが「アポロ」と呼ぶAIを使って、自動運転車を制御するソフトの技術情報を参画企業に公開し、それぞれの企業が担当分野における具体的な開発を進める仕組みです。Baiduは主に自動運転を制御するソフトをプラットフォームとして提供する役割を担っています。2020年末の完全自動運転実現のためのスケジュールも公表され、まずは2018年末までの特定の高速道路や市街地での走行を目指します。

### アポロ計画の自動運転スケジュール

2017年7月	閉鎖空間
2017年9月	限定した道路
2017年12月	簡単な道路
2018年12月	特定の高速道路と一般道
2019年12月	試験版
2020年12月	完全自動運転

自動運転の開発では、独BMWやインテルなどの連合が2021年までの自動運転車の市販を目指しています。日本勢では日産・ルノー連合が2020年までの自動運転10車種投入を発表しており、その他ホンダがグーグル系と組み、トヨタはエヌビディアなどと提携をしています。



出典：日本経済新聞 中国マーケティングラボ

## 【3】中国にまつわるあれこれ

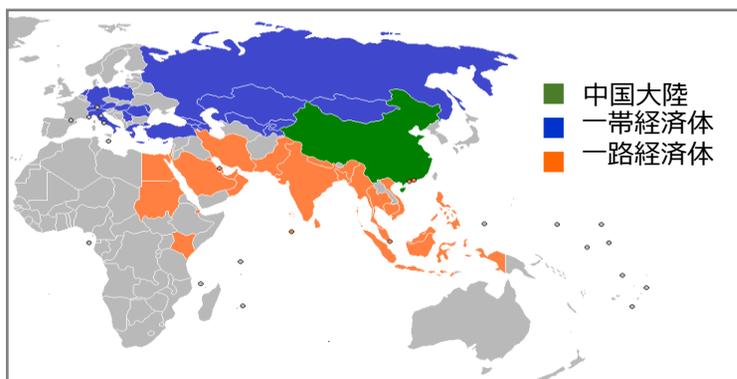
### 中国が提唱する一帯一路とは

最近ニュースなどでもよく目にする「一帯一路」の文字ですが、一体なんであるか、皆さんはご存知でしょうか。まず、一帯一路とは、「一帯」と「一路」の2つの単語からなる言葉です。「一帯」とは、中国とヨーロッパをつなぐ陸路「シルクロード」を指し、「一路」は、中国沿岸から、東南アジアを経由して、中東・エジプトへと繋がる海上「シルクロード」を指しています。

つまり、「一帯一路」とは、中国が目指す新しい貿易ルート及びルート上に位置する国家間の経済共同体を指します。

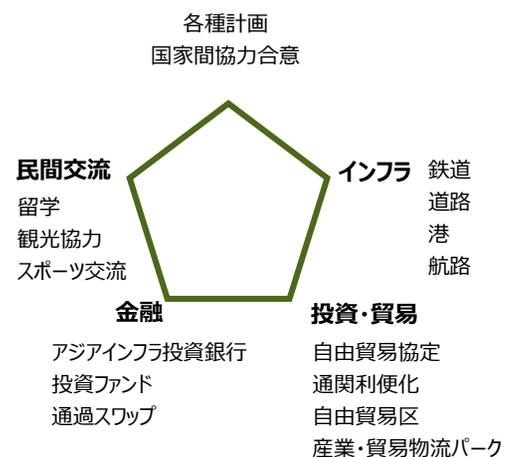
この構想が正式に発表されたのは、2014年11月11日のAPEC会議でしたが、その1年前の2013年9月から10月にかけて、習近平国家主席がその構想を外遊先で提起していました。経済政策、インフラ、投資・貿易、金融協力、民間交流の5分野に特化し、経済の活性化を図ることが狙いです。このうち、高速道路、鉄道、港湾などのインフラ関連は、各地で大規模プロジェクトがすでに着工しています。

一帯一路経済体の範囲



出典：Wikipedia

一帯一路の各分野における協力内容



### 一帯一路沿線の規模

国：65カ国

人口：44億人（世界人口の63%）

経済規模（GDP）21兆ドル（世界の29%）

また、「一帯一路」における観光業の発展についても力を入れていく予定で、2020年までに、中国から「一帯一路」沿線国・地域へ、延1億5000万人の観光客、2千億ドルの消費を見込んでおり、沿線国・地域から中国へも8500万人の観光客、1100億ドルの消費を見込んでいるそうです。「一帯」エリアではユニークな観光に着目し、文化体験・探索などの新たな旅行業態を大々的に発展させる方針ということです。また、「一路」エリアでは、リゾート休暇旅行を強化し、クルーズ船の港や遊覧船の埠頭建設、オーシャンテーマパークの建設を段階的に進めていく予定です。

出典：人民網

## 中国人の子育てについて

さて、今回は中国人の結婚観についてご紹介しましたが、今回は中国人の子育て事情について紹介したいと思います。

### 子育て事情

共働きが一般的である中国では、女性が子供を出産しても、日本のように長期育児休暇を取ることはなく、通常は4-5ヶ月で仕事に復帰します。そして、父母に代わり、祖父母が子供の世話をするのが習慣となっています。中国には、都市部であっても子供を預ける保育施設がほとんどないのが現状であり、祖父母にとっても子供の世話をすることが一つのステータスであり、生きがいでもあります。ですので、都会に住む夫婦は、祖父母に子供の世話をしてもらえよう、祖父母と同居をするか、近くに住むのが一般的です。農村などのいなかでは、両親が長期に渡り出稼ぎで家を空け、その間祖父母が子供の世話をします。子供と両親が会えるのが、数年に一度ということもめずらしくはありません。

### 養育費

一人っ子政策の影響もあり、教育熱が高い中国では、養育費（教育費及び生活費）も年々高くなっています。良い学校に入れ、良い教育を受けさせ、良い就職先を見つける。家族全員の希望が子供に託されているといっても過言ではありません。最も経済的に潤う都市部で、出産～大学卒業までにかかる一人あたりの費用は、北京市で276万元（約4500万円）、上海市247万元（約4000万円）、深セン市216.1万元（約3500万円）となっています。※共に新浪網調べ

日本の同平均費用は約3240万円ですので、中国での子育てにはお金がかかることがよくわかります。

出典：record China

### 番外編

- 子供が小さい時は、すぐにトイレができるようにズボンのお尻の部分に穴がある服を着させます。（マナーの関係で最近都市部では減ってきているようです）
- 誰もが子供を大切にしており、電車などで子供が乗ってきた場合は必ず子供に席を譲ります。（お年寄りの場合も同じです）
- 誘拐などの危険から子供を守るため、保護者が必ず学校への送迎を毎日行います。下校時刻になると、学校前で保護者が子供の下校を待っている場面を日々目にします。
- 大学はどこも全寮制で、近くに住んでいる場合も大学の寮に入ることが義務づけられています。勉強熱心な学生が多く、朝は7時頃から夜10時頃まで教室の机に向かう姿が見られます。



## プチ中国語講座

### 第10回は 「わかりました」

中国語では、相手に「わかりました」と伝える場合も、シチュエーションによって言い方が変わってきます。

**好的 (hǎo de)** （情報として了解して）わかりました。

**知道了 (zhī dào le)** （情報として了解して）わかりました。

**明白了 (míng bai le)** （内容や意味などを理解して）わかりました。

**懂了 (dǒng le)** より難しい内容や意味などを理解して）わかりました。

一般的には、日本語の「了解（しました）」と近い意味の「好的」をよく使います。

それではまた次号でお会いしましょう。下次再见！

当Newsletterに含まれる情報は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、特定の目的を前提とした利用、その他専門的なアドバイス等を行うものではありません。IP案件に関するご相談は、個別に弁理士までお問合せください。

<Newsletterに関するご意見やご質問がございましたら、下記までお問合せください。>

こんなことを知りたい！等のご要望もお待ちしております。

北京品源知識産権代理有限公司 日本オフィス 担当 朴（パク） Tel: 03-5847-8242 / Email: Tokyo@boip.com.cn